

1980年代におけるアメリカのコメ政策の 稲作経営の分割及び稲作の効率性への影響*

辻 井 博

1 はじめに

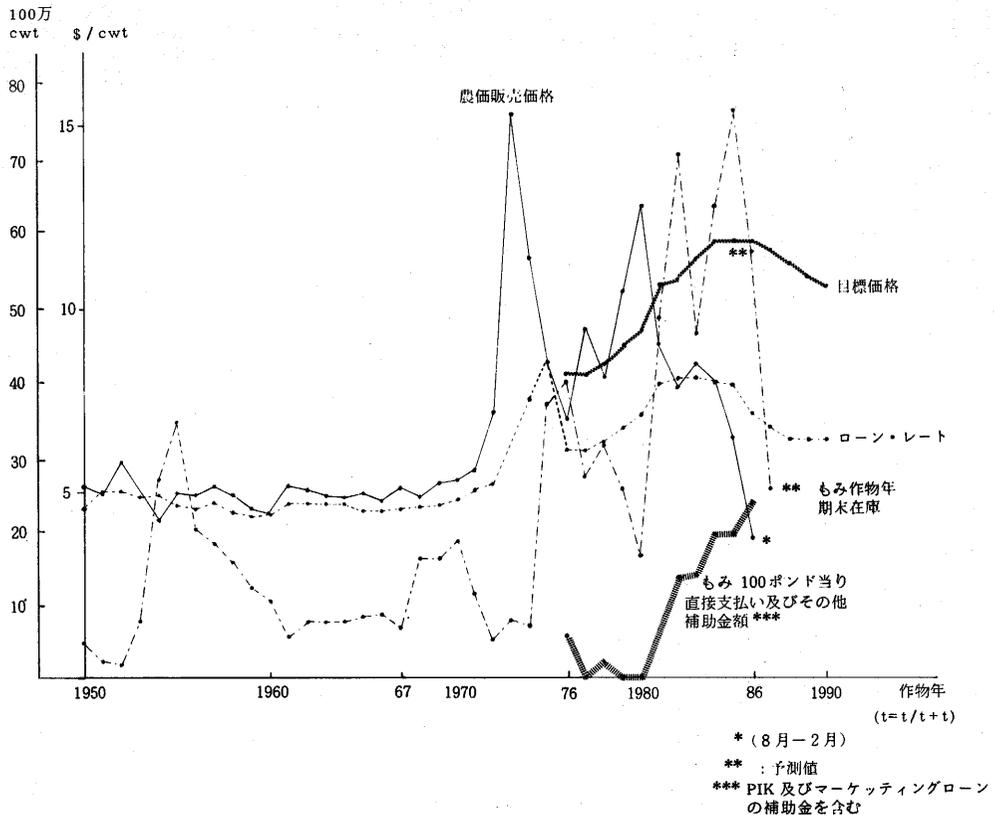
農業政策は農業経営の規模、形態、効率、及び政策からの便益の経営間の分配ひいては当該国の農業の国際的競争力に強い影響を及ぼす。アメリカのコメ産業においては、1975年コメ生産法により新たに導入されたコメに関する不足払い補助金の1経営当り支払い上限制度が、80年代になって大規模稲作経営の多数の小経営への分割をもたらし、また経営の形態、効率及び経営間の便益の分配に強い影響を与え始めた。本稿では、アメリカ及び世界のコメ需給と関係させつつ、アメリカのコメ政策の展開とそのアメリカ稲作経営の規模と効率性への影響を経済学的に分析し、この影響の諸含意を探ることを目的とする。この研究は、1981年に筆者が国際食糧政策研究所（IFPRI）の部分的資金援助により行なったテキサスのコメ産業・市場の調査、1986年と1987年の夏に文部省科学研究費海外学術調査の補助金を受けて行なった、カリフォルニアと南部のコメ産業・市場・政策調査により集められた資料・情報の1部に基づいている。

2 アメリカのコメ政策の最近の展開

(1) 1981年農業食糧法

1981年法は、1980、81年の韓国におけるコメの大凶作に端を発するアメリカ及び世界でのコメ価格の急騰¹⁾に対応して、コメの作付面積割当（acreage allotments）²⁾と販売割当（marketing quotas）を廃止し、コメ政策は他の穀物政策と類似したものになった。1975年コメ生産法は、農民が作付面積割当以上に生産することを許したが、ローン・レート（国内農家庭先市場支持価格）や目標価格（target price、農家受取価格、これはローン・レートより高くそれとの差額は不足払い補助金になる）による価格支持は作付面積割当から生産されるコメに限った。しかし、1977、79、80年には図1が示すように、農家販売価格が目標価格より高かったから、農家は彼らの作付面積を作付面積割当に限って価格支持をうけるよりも、実作付面積を作付面積割当以上にする方が得であり、前者が後者から大きく離れてしまった。1981年法で、作付面積割当を廃止するに際して、不足払い（deficiency payment）を実作付面積

図1 アメリカのコメの諸価格と期末在庫の推移



- 参考資料 (1) U.S.D.A., E.R.S., *Rice—Background for 1985 Farm Legislation*, Agricultural Information Bulletin No.470, Sept. 1984.
 (2) U.S.D.A., E.R.S., *Rice, Situation and Outlook Report*, various issues.
 (3) U.S.D.A., "Agricultural Supply & Demand Estimates," U.S.D.A. / W.O.B., Aug. 11, 1987.

注 cwt はもみ 100ポンド。

からの標準生産量に対して行うこととした。単位生産量当りの支払い額は、作付面積が必要量よりも多いときは、減額できることになっていた。同法で目標価格の決定基準は、1977年食糧農業法で生産費となっていたが、ある特定の最低水準以上と言う条件付きで農務長官の裁量に委ねられることとなった。ローン・レートは、最低額を100ポンド当り8ドルとして、1977年法の場合と同様に目標価格の変化率と同じ割合で変化させることになっていた。

1981年法で、耕地留保 (acreage reserve) 制度に替わって減反制度 (acreage reduction program, ARP) と言う、より特徴のある耕地管理方法が設定された。この減反制度では、農家のベース耕地面積 (base acreage) の一部が事前に承認された耕地保全方式 (conservation uses) に転用される事が要請され、その要請に従うこと (compliance) によって、

辻井 博：1980年代におけるアメリカのコメ政策の稲作経営の分割及び稲作の効率性への影響

返済請求無しの貸付 (nonrecourse loan) や不足払いの価格支持を受けることが出来た。

1973, 74年の世界食糧危機に次いで、1980, 81年の韓国でのコメの大凶作は、図1に示されるように、コメに関する世界の貿易価格及びアメリカの農家販売価格を急騰させ、その結果農家の最終受取価格である目標価格も、1976-81作物年の期間かなり急速に上昇した。韓国の大凶作の影響は、図1に示されるように1981年後半には急速になくなり、また、世界のコメ需給もコメの増産と多くの国でのコメ自給化により過剰化し³⁾、コメの世界価格が1981年から86年にかけて傾向的に低下した。しかし、この様な世界コメ市場に於ける80年代のコメ過剰化の傾向にもかかわらず、目標価格は81作物年以降も84作物年まで上昇を続けた。アメリカの米価支持水準が、世界的コメ過剰化に逆行して上がり続けたのである。アメリカのコメ需給政策が、世界コメ市場における過剰化傾向に適切に対処できなかったと言える。そして、アメリカのコメ生産は1981年に史上最高の、380万エーカー、18300万cwt (100ポンド粳) に達し、82作物年も15400万cwtとかなりの水準に達した。アメリカのコメ輸出は、1980年から減少したから、図1に示されるようにコメ在庫が1981年作物年から急速に累積し始めたのである。この過剰在庫の累積に対処するため、ARPが各年実施され、1982年及び83作物年には15%の減反が要請された。図1が示すように農家販売価格は81/82作物年から急落し、同年から目標価格より低くなった。農家が目標価格を受け取るためには、ARPの要請に従わ (compliance) なければならないから、82, 83作物年の農家のcompliance率は、それぞれ78%と98%と非常に高かった。特に、83作物年の減反政策には、82作物年末のコメ在庫が7200万cwtにも達してしまっていたので、追加的な減反として、5%の補助金付き耕地転用 (paid land diversion PLD) と10-30%の減反に対する政府在庫農産物の現物支給 (payment in kind PIK) が行われた。PIKによる農家への現物支払いは、上述の支払い上限には算入されないことと、多額の不足払いがなされると予測されたので、83作物年のcompliance率は98%もの高さになったのである。そして、図1に示されるようにコメの在庫は83作物年末に一時的に急落し、生産も後述するように急落した。

アメリカのコメ在庫の減少は、しかし同図に示されるように83作物年だけで、84作物年にはPIKとPLDは実施されず、目標価格がさらに引き上げられ、農家販売価格との差即ち不足払い単価が急上昇し、ARPの25%減反が87%と言う高いcompliance率で実施されたにもかかわらず、コメ在庫と生産はまた急増した。そしてコメ在庫は、85作物年末には7700万cwtと言う史上最大の規模になった。85作物年には、20%のARP減反と15%の補助金付き耕地転用が実施された。もみ100ポンド当り直接支払いとコメに対するその他補助金の和は、図1が示すように増加を続けた。

(2) 1985 食糧安全保障法

1) 追加的コメ輸出補助制度—マーケティング・ローンと販売証券

1981年農業食糧法に替わるべき、1985年食糧安全保障法は、大量のコメ過剰在庫の累積、目標価格の上昇によるコメ支持価格水準の上昇とそのため財政負担の急増という状況の中で成立した。目標価格と不足払いによるコメ生産者の所得支持と、返済請求無しの貸付と市場購入による米価の支持は、81年法と同様に実施されたが、マーケティング・ローンまたはマーケティング・デフィシエンシー・ペイメントと販売証券 (marketing certificates または一般商品証券, generic commodity certificates) は、85年法での新たな制度であり、累積した多量のコメの過剰在庫を世界市場へダンピング輸出するための追加的補助金制度であった。

81年法で、最低目標価格は1982年の100ポンド当り10.85ドルから1985年には12.40ドルへ引き上げられることになっていたが、この引き上げはコメの過剰在庫の累積への対応として、1984年農業政策調整法により行われなくなり、1985年の目標価格は11.90ドルに引き下げられていた。85年法はこれを引き継ぎ、最低目標価格を図1が示すように、86年の11.9ドルから90年の10.71ドルへ低下させるように決定した。ローン・レートも、過剰在庫への対応として、85年に100ポンド当り8ドルであったのを、86年には7.20ドルに低下させ、87-90年の期間には特定の計算法により最低額を6.50ドルとして、同図に示されるようにさらに低下させることとした。

85年法における、目標価格とローン・レートの86-90作物年の期間の漸減はそれなりのコメ過剰在庫減少の効果があると考えられる。しかし、コメの巨大な在庫は図1が示すように1990年より以前に1986作物年から急速に減少している。この減少に決定的効果を持ったのはマーケティング・ローンまたはマーケティング・デフィシエンシー・ペイメントと販売証券であった。マーケティング・ローンは、ローン・レートと農務長官が毎週告示する世界価格またはローン・レートの半分のどちらか高い方 (返済価格) との差を埋める補助金であるが、これによりCCCから返済請求無しの貸付をローン・レートの価格水準で借り入れた農家が、それよりかなり低い返済価格で貸付の返済をすることが出来る。マーケティング・デフィシエンシー・ペイメントは、返済請求無しの貸付に適格の農民が同貸付を受けないと約束することによって、ローン・レートと返済価格の差額を受け取ることが出来る制度である。故に、マーケティング・ローンとマーケティング・デフィシエンシー・ペイメントの両政策手段は、コメのアメリカ国内での卸売価格を、これら政策手段が実施される以前にはローン・レートを下限とする水準に決っていたのを、返済価格 (repayment rate) 水準に引き下げる。両政策手段は、1986年4月15日から1985年産のコメについて実施された。

販売証券は、コメの世界価格が低下して返済価格を下回る場合、両価格の差に対応する金額で、CCCのコメ政策に登録した農業経営者にたいして、CCCが発行しなければならない証券

辻井 博：1980年代におけるアメリカのコメ政策の稲作経営の分割及び稲作の効率性への影響

である。この証券は、それを受け取った農業経営者が、同証券と CCC の所有するコメ、その他穀物（このようにどの穀物とも交換できる場合一般商品証券という。）、または現金と交換することができ、世界価格が返済価格を下回った場合 CCC が両価格の差を販売証券という補助金で埋めて、アメリカのコメを世界価格で輸出できるようにした補助金である。85年法のこれらの補助金は、86、87年に世界価格がローン・レートないし返済価格を下回るコメ過剰状態に於て、アメリカのコメ輸出が世界価格で出来るようにし、多量の累積過剰在庫を輸出によって処分する事が出来るようにした。

結局、85年法は以前からの（1）不足払いと言う補助金に加えて、（2）マーケティング・ローンまたはマーケティング・デフィエンス・ペイメント、（3）販売証券と言う2つの追加的補助金を導入し、1986年4月15日から、コメ生産者には粳100ポンド当たり11.90ドルの目標価格の支持を保障し、コメ輸出はその時の世界価格である4.11ドルで出来るようにしたのである。実に、生産者価格である目標価格の約三分の一の価格での輸出であり、目標価格がほぼコメの平均生産費に等しいことを考えれば、典型的ダンピング輸出である。逆に見れば、アメリカのコメの農家手取り価格は、世界価格の約3倍の水準に支持されるようになったのである。4月15日までは、ローン・レートである粳100ポンド当たり7.20ドルがアメリカのコメの卸売販売を決定し、それがまた輸出価格になっていたのであるが、同日以降は4.11ドルで輸出できるようになったのであり、アメリカのコメ輸出が容易になることは明かである。アメリカのコメ輸出価格は同日以降急落した。このダンピング輸出により、アメリカの輸出は白米で85作物年の189万トンから86、87作物年にはそれぞれ258万トンと264万トンに急増すると予想され、コメ在庫は、図1に示されるように、86、87作物年末に急減すると予測されている。この在庫の急減は、特に長粒種において発生していることが筆者の最近のアメリカの調査で明らかになった。なお、アメリカの粒種別の在庫の変動は、ローン・レートの粒種間格差（the loan differential）の在庫水準に応じた調節により政府により管理され、また長粒種の高収量品種のアメリカでの最近の導入や世界市場の粒種別需給の格差の要因になっている。

2) 86、87作物年のコメ供給制限の継続—ARP（減反政策）とPLD（補助金付き耕地転用）及び50/92政策と0/92政策

85作物年末のアメリカのコメ在庫は、図1に示されるように、7500万cwtと史上最高水準になり、86作物年末も5800万cwtと高水準であったので、1986作物年のARPは35%と言う、85年法で認められた最高水準になった。そして、このARP水準は、1987作物年も継続された。PLDは86作物年以降実施されていない。

生産制限をさらに促進するため、50/92政策が、86作物年から実施された。この制度のもとでは、ARPに登録した農家が彼の作付許可面積（permitted acreage）の50-92%の間のどれかの水準の面積を作付け、残りの耕地を土壌保全利用（conserving use）にした場合、

作付許可面積の92%に対して不足払いを受け取ることが出来る。この政策によって、連邦政府は作付許可面積の92%にたいして不足払いを払わなければならないが、それ以下に作付面積を減らすことが出来る。相対的に生産費の高いテキサスの稲作農家が、この政策への登録率が高いのであるが、それは作付しない耕地に対して不足払いがもらえるからである。

アメリカの稲作は、上述したようにベースの35%のARPと50/92政策により、1986作物年には合計約40%の厳しい減反下でなされている。しかし、レーザー精密均平化や短幹種等の新技術の普及により、コメの単収が上昇したことにより、コメ生産はそれほど減少していない。

筆者が、1987年8月末から9月始めにかけてアメリカ農務省のASCS（農業安定保全局）を訪ねたとき、キャピタル・ヒル（米国議会）では50/92政策よりさらにコメの減反を促進できる、0/92政策が審議されていた。この政策では、ARPに登録しベースの例えば65%のコメ作付を許可されている農民が、作付ゼロを選択する時、ベースの92%の耕地面積掛ける予想単収（program yield）に対して不足払いがなされる。50/92政策や0/92政策はコメ過剰下でコメ生産を減らし、緊縮財政下でコメへの財政支出を減らす二重の効果がある。両政策は、それらに登録する農家が、それぞれベースの50-92%ないし0%のみを作付することによって減産効果があり、ベースの92%に対してのみ不足払いをすればよいから、財政支出を削減する。1987作物年のアメリカの総ベースは420万エーカーであり、その内390万エーカーがARPに登録され、その内78.5万エーカーが50/92政策に登録された。50/92政策登録農家に対する作付許可面積は51万エーカーで、その内50/92政策による減反は23万エーカーにのぼった。

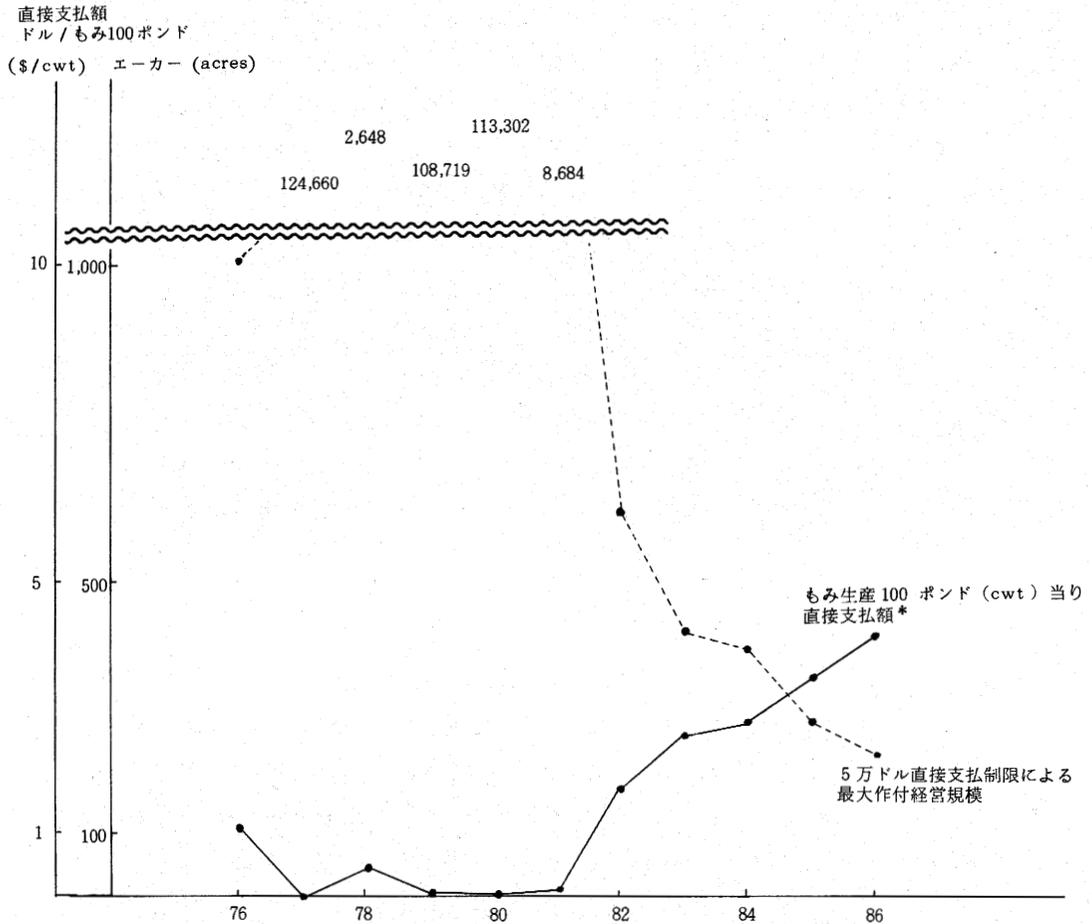
- 1) 韓国のコメの大凶作と世界米価の急騰については、辻井 博『世界コメ戦争』、東京、家の光協会、1988出版予定、及び辻井 博「発展途上国における農業政策の展開と現状」、『農業政策の展開と現状』現代農業政策論、第2巻、第5章、東京、家の光協会、1987を参照せよ。
- 2) アメリカのコメ政策に関するより詳しい説明及び用語の解説については、辻井 博『世界コメ戦争』、東京、家の光協会、1988出版予定と辻井 博、「世界コメ戦争の主役——タイ、国際市場で優位に立つ条件は」、『エコノミスト』、38-44頁、1987年4月14日号を参照せよ。
- 3) 80年代の世界コメ市場でのコメ過剰化とその要因については、辻井 博、「アジア諸国の食料戦略と国際食料市場への影響—タイのコメ戦略と、その米国のコメ戦略との摩擦を中心に—」、『農業と経済』、1987年3月、42-52頁と、辻井 博『世界コメ戦争』、東京、家の光協会、1988出版予定、参照せよ。

3 アメリカのコメ政策の稲作経営への影響—コメ政策がもたらす稲作経営の分割：

“Farming the Program.”

最近のアメリカの稲作産業規模は、非常に巨額の連邦政府の稲作農家への直接払い補助金に

図2 連邦政府の直接支払の5万ドル制限と稲作経営において同上限に達する最大作付規模



注* 1983年のPIKによる現物直接支払は、支払制限の対称にならないので除外。

- 参考資料 (1) U.S.D.A., A.S.C.S., "Rice—Summary of 1986 Support Program and Related Information," ASCS Commodity Face Sheet, Oct. 1986, p. 4.
 (2) U.S.D.A., E.R.S., *Rice—Background for 1985 Farm Legislation*, Agricultural Information Bulletin No. 470, Sept. 1984, p.27.

よって維持されてきた。アメリカの稲作経営の純現金所得に占める直接払い補助金の割合は、1980-82年の0.1-5.9%から1983年以降は70%以上となり、85年には93%にも達している。しかし、この同じ補助金が経営分割を通じてアメリカの稲作経営の経営規模を急速に縮小してきたのである。ここでは、直接払い補助金がどのようにして経営分割を促進してきたのか、経営分割がアメリカ稲作部門の生産効率にどのような影響を与えるのか、実際に経営分割は行なわれているのか、経営分割の将来はどうなるのかなどの点について簡単に検討を加えよう。

(1) コメ生産量1単位当り直接払い補助金の急増と同補助金の1経営者当り受取上限がもたらす経営分割。

筆者の1981年のアメリカの調査の時と1986年と87年の調査の時とでの、稲作経営の1つの大きな違いは、81年には経営分割というようなことは全く話題にも登らなかったが、86年と87年にはそれが大きな話題になりまた実施されていた事である。最近まで比較的大規模にやっていた稲作経営はほとんど、いくつかないし多数の小規模経営に法律上分割されていた。農業経営を専攻するものとして、このような経営分割が稲作部門で最近広く行われていると言うことは非常に興味深く、農家になぜ分割するのかと聞いてみた。答えは、“Farming the program.”であった。これは、「農業政策を耕す。」と訳せ、農家は、耕地を耕すのに加えて農業政策を耕して彼の所得を極大化していると言うのである。では「農業政策を耕す。」とはどういう事であろうか。そして、直接払い補助金は上述のように1976年から稲作農家に支払われていたのに、なぜ最近になって経営分割が一般化したのだろうか。この二点について、アメリカのコメ政策と稲作農家経済の視点から少し見てみよう。

1976作物年から実施された直接払い補助金とは、不足払い、転作補助金、災害補助金、PIK（減反の見返りで現物補助金）の4種があるが、連邦政府はこれらの補助金の内の前三補助金の合計額の、一経営者（person）当りの受取額の上限をコメ政策の中で5万ドル程度に決めてきた（詳しくは1976-77年55,000ドル、78年52,250ドル、79年50,000ドル、80-87年コメ、小麦、飼料穀物、と綿花への直接払い補助金の合計額が50,000ドル）。上掲図1が示すように、もみの農家販売価格が1981年から目標価格より下に下落し、両価格の差であるもみ100ポンド当り不足払い金額が急増した。その結果、受取上限が決まっている上述の直接払い補助金のアメリカのもみ総生産の一単位（100ポンド）当りの金額が図2に示されるように、80年代になって急増した。これは、上でアメリカのコメ政策の展開を説明したときに、80年代のアメリカのコメ政策の所得保障的性格の強化に対応している。この直接払い補助金の一経営者当り受取上限額は上述のように法定されているから、稲生産100ポンド当り直接払い補助金と単収から、この上限額に対応する一経営者当りの上限作付面積（上述の小麦、飼料穀物、綿花を同時に経営している場合は、これらを考慮したより少ない上限面積）が計算される。もみ生産100ポンド当り直接払い補助金額が、80年代になって急増したのであるから、一経営者当りの上限作付面積は図2が示すように急減した。そしてこの上限面積が、アメリカの家族稲作経営の最適規模と言われる600エーカーを1983年から割り込み、1986年には225エーカーになってしまった。

以上の記述から予測できるように、稲作経営者の立場から見れば、彼の稲作基準面積（ベース）から減反面積を差し引いた作付許可面積がこの上限面積以下ならば作付許可面積いっぱいまで作付で、5万ドルを上限とする直接払い補助金を受け取るのが有利であり、もし作付許可面積が上限面積より大きい場合は、作付許可面積を上限作付面積以下のいくつかの経営体に分

辻井 博：1980年代におけるアメリカのコメ政策の稲作経営の分割及び稲作の効率性への影響

割して各経営が5万ドルを上限とする直接払い補助金を受け取るのが有利である。5万ドルの一経営当り直接払い補助金受取上限額に対応した、コメ単作経営の上限作付面積が、図2に示されるように、1983年と84年に約400エーカーになり、1985年、86年には約250エーカーになった。アメリカには、コメ収穫規模500エーカー以上の経営が全コメ農場数の14.4%もあったし、250エーカー以上では38.6%もあった。アメリカのこのような比較的大規模経営では、80年代に急速に低下する上限作付面積にひっかり、それへの対応として経営を分割して各経営の規模を上限作付面積以下にして、各経営ごとに直接払い補助金を受けるのが有利になり、実際そのような分割が非常に広範に行なわれているのである。このように、各大規模経営はその経営を分割し、コメ政策の枠組の中で認められている直接払い補助金の一経営当り受取上限額を最大限に享受しようとしているのである。これが「農業政策を耕す。」と言うことの意味である。アメリカの稲作農家は、土地を耕し稲を生産して所得を得るのみならず、経営を分割することによってコメ政策を耕し、直接払い補助金と言う所得を追加的に得ているのである。

筆者が訪問した稲作農家の例では、カリフォルニアのグリッドレイ (Gridley) の元大規模自作農が8つの刈分小作農に分割した場合、ビュート市の25のそれぞれ150エーカー程の刈分小作経営に分割した場合、テキサスのコロンバスの大農で親子9人で4つの農場からなる14,300エーカー (稲作は2,600エーカー) の総経営規模のコメと小牛取り (cow calf operation) 経営をやっており、9人の経営者で構成される協業経営 (partnership) の場合、アーカンソーの約1000エーカーの規模の自小作輪作経営で、父と息子2人の3人の経営者からなる協業経営などがある。

経営分割により別の経営者 (person) とみなされ、それぞれ直接払い補助金の5万ドル制限の対象となるためには「重大な変化」(substantive change) と言う基準を満たさねばならない。それは、元の経営から分割された経営のそれぞれが独立した経営体として、独立の経営者により、別々の経営目標と責任により、独立の計算で経営されると言う意味で、基の経営から重大な変化をしていると言う意味である。これは、偽の分割により、農家が過大な直接払い補助金を受領することを防ぐための基準である。しかし、私の実態調査では、赤ちゃんを地主にした刈分小作があると聞いたし、もとの大規模稲作経営を多数の刈分小作経営や、多数の協業経営に分割した場合でも、実際の生産活動は巨大な農機具などによる作業などを通じて、もとの1人の経営者によりかなりの部分が実際に行なわれていることが明らかになった。「重大な変化」はないが、分割された各「経営者」が5万ドルを受けとれるように分割が行われているのである。

アメリカの稲作における具体的経営形態は、刈分小作、定額小作、協業経営、会社経営があり、刈分小作の場合は地主と小作の各人が経営者とみなされ直接払い補助金の上限までを受け取る権利が与えられ、定額小作の場合は各小作人のみが経営者とみなされ、協業経営の場合は

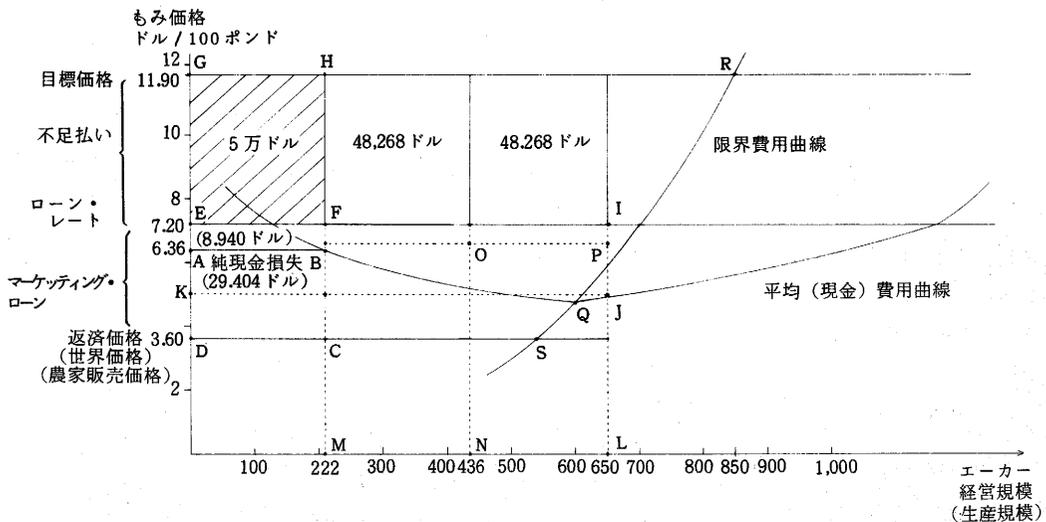
同経営参加者の各人が経営者とみなされ、会社の場合はその会社の複数の所有者の誰もが半分以上の所有権を持たない場合は、所有者の数プラス1（会社）の人数が経営者の数と認められ、誰かが半分以上の所有権を持つ場合にはその人が会社と同一視され、会社は一人の経営者としては勘定されず所有者の数がその会社の経営者の数となる。

もう一つの問題である、直接払い補助金の一経営者当り受取上限額は1976年からあったのに経営分割は80年代になってからしか一般化しなかったのはなぜかであるが、それは今までの説明でほぼ分るであろう。図3に示されるように5万ドルの直接払い補助金の上限に対応する稲作作付上限面積が、1981年以前は非常に大きく、そのために経営分割して「農業政策を耕す。」可能性はほとんど無かったからである。

(2) 経営分割の経済学

ここでは簡単な図を使って、なぜアメリカの稲作経営は5万ドルの直接払い補助金の一経営者当り受取上限額がある場合に経営分割をするのかを説明しよう。図3は、横軸にアメリカの稲作経営の経営規模すなわち籾生産規模を取り、縦軸に籾100ポンド当りのドル額を取って、アメリカの稲作経営の1986作物年の経営収支を現わしている。図中の平均・限界費用曲線はアメリカの稲作経営の平均的な技術を反映する費用曲線である。同図では平均費用曲線は600エーカー規模で最低値を取るから、同規模がアメリカの稲作経営の最適規模であり、それまで

図3 米国稲作経営の現金収支（1986 / 87作物年）、5万ドルの直接支払上限まで作付けた場合と経営分割した場合。



注 政策単収 47.99 (100ポンド / エーカー), 1986 / 87.

参考資料 U.S.D.A, Econ. Res. Service, *Rice, Situation and Outlook Report*, RS—48, September 1986, RS—49 April 1987.

辻井 博：1980年代におけるアメリカのコメ政策の稲作経営の分割及び稲作の効率性への影響

は規模の経済が働くと仮定している。これはアメリカの稲作農家の聞き取り結果に基づいている。

1986 作物年には、目標価格とローン・レートは図に示されているようであり、両者の差 4.7 ドルが不足払いである。コメ政策の枠組の中で決められているアメリカのコメの政策単収は、同年には 1 エーカー当たり 47.99 ポンドであったから、5 万ドル制限に対応する上限作付面積は 222 エーカーになる。ある稲作農家の作付許可面積がちょうど 222 エーカーであったとき、この農家はその面積を作付け、5 万ドルをまず不足払いとして受取ろうとする。平均現金費用曲線は、アメリカの稲作経営規模別の籾生産 100 ポンド当りの平均現金生産費用を現わしている。それは、この農家の作付規模 222 エーカーでは約 6.36 ドル⁴⁾である。アメリカの 1986 作物年のコメ政策では、農務省の発表するコメの世界価格がほぼ農家のコメ販売価格になる。この農家の単収が政策単収（実単収はこれより少し高い。）と等しいとすれば、もし連邦政府の補助が無いとすればこの農業経営は図 3 に示されているように 29,404 ドル（四変形 ABCD）の純現金損失を被ることになる。しかし、実際は 100 ポンド当り ED の額のマーケティング・ローン⁵⁾と EG の額の不足払いという補助金を受け取ることが出来るから、結局この農家は 5 万ドルの不足払いと 8,949 ドルを足した金額の純現金収入（四辺形 ABHG）を受け取ることが出来る。これで、いかにマーケティング・ローンと不足払いの連邦政府の両補助金がアメリカの稲作農家の所得支持をしているかが明かであろう。

次に経営分割の場合を考えよう。耕地保有面積 1,000 エーカー、減反 35%、稲作経営（作付許可）面積 650 エーカーの経営を考えてみよう。もしこの経営が一人の経営者によってなされたとすると、まず上限作付面積 222 エーカーに対する 5 万ドルの不足払いが得られる。あとは、マーケティング・ローンによりローン・レートの価格が保障され、650 エーカーの稲作経営規模に対する平均現金費用は J 点（4.6 ドル）⁶⁾ で決まるから、四辺形 KJIE で決まる純現金収入（81,103 ドル）が追加的に得られ、合計現金所得は 138,103 ドルとなる。しかしこの経営を 3 つに経営分割すれば、234,639 ドルの現金所得になるのである。図 3 が示す分割は、222 エーカーを越える稲作面積は 214 エーカーの 2 つの経営に分割され、それぞれが 48,268 ドルの不足払いを受け取るのである。故に、このように 650 エーカーの経営を 3 つに分割した場合は、1 つの経営でやる場合の所得に加えて、48,268 ドルの不足払いの追加的収入が得られるのである。これで、いかに経営分割が大規模経営に取って有利であり、だから、アメリカの稲作経営者がなぜ必死になって「コメ政策を耕そう」とするのかが明らかであろう。

なお、この図で R 点と S 点の意味を述べておこう。この耕地保有面積 1,000 エーカーの稲作経営の限界費用曲線が点 S, Q, R を通る。R 点は、目標価格が維持され不足払い補助金の一経営当り受取上限額と減反政策が無い場合のこの経営の利潤最大経営規模 850 エーカーを示している。世界コメ市場でコメの過剰化傾向があり、アメリカでも目標価格水準では供給過剰気味であるからこの経営規模は実現できない。S 点は、アメリカのコメ生産保護政策が完全にな

くなり、1987年代前半の非常に低い世界コメ価格水準にアメリカコメ産業が直面した場合である。図3の平均現金費用曲線がアメリカの稲作の平均的な費用構造を示すとすれば、同曲線の最低点QがS点より上にあり、アメリカの稲作経営は現金収支面（短期）で赤字となり存続できない。故に、Q点の位置がアメリカコメ産業の国際競争力の重要な1指標である。図3のQ点は仮定的に示してあるが、この点の実証的究明は大切である。

(3) 不足払い補助金もたらす経営分割のコメ生産効率に及ぼす影響

このような、アメリカの稲作経営に最近一般的に見られる経営分割はアメリカのコメ生産の効率及び生産費にどのような影響を与えるであろうか。上述のように、分割された経営規模は最近稲作で最大250エーカーほどと最適（平均費用最低で最も効率的）家族稲作経営規模と言われる600エーカーよりずっと小さくなっており、そのため分割された1経営当りのコメの平均生産費は、最適規模のそれよりかなり割高になっていると考えられる。上述の「重大な変化の原則」に従って以前の大規模稲作経営が、このようにかつ厳密に分割されたとすれば、アメリカのコメの平均生産費が上昇しコメの生産効率が大幅に低下する事になる。

上掲の図3を使えば、もし経営分割をせずに650エーカーの単一経営としてコメ生産をすれば、粳100ポンド当りJLの長さで示される平均生産費で生産できるのに対して、もし上述のような三分割すれば平均生産費が各経営毎にBM, ON, PLとなり、この図ではコメ生産費は3割ほど上昇する。

アメリカでは、1980年代に不足払い補助金の急増により稲作農家の所得を維持したのであるが、同補助金に一経営者当り受取上限額があったため経営分割が起こり同時にアメリカのコメ生産費を引き上げ、コメ生産の効率性を引き下げたと考えられる。これは、上述の80年代の過剰米の累積を、生産費水準に決められる目標価格（生産者最終受取価格）の引き上げと組み合わせる作用して促進するように働いたと考えられる。

ただ、この経営分割による生産費の上昇は、上で述べたほど激しくないと考えられる。これは、実際の経営分割が法律的には行われているが、経営活動はもとの経営単位で行なわれている場合もあるからである。経営分割に関する「重大な変化」の原則が言葉通り守られていないのである。このように、法律的経営単位と作業的経営単位が異なると考えるのは、次の3つの理由による。第1は私の去年と今年のアメリカでの稲作農家の訪問調査で、家族員間の協業経営や、もと大規模稲作経営のかなり便宜的・法的な多数の刈分小作経営への「分割」が、実際の生産活動上はあまり分割されていないとの印象である。特に父親と子など近い親戚間で新たに形成した協業経営はほとんど、直接払い補助金の受け取りに関しては父親と子供の数だけの経営者を法律的に決めているが、実際の生産作業は分割前の経営単位で行なっているのである。また、以前に言及したカリフォルニアのもと大規模稲作農業経営者で7～8戸の小作経営に分割していると述べた者が、小作農の正確な数を答えられなかったし、彼はもとの大規模の経営

辻井 博：1980年代におけるアメリカのコメ政策の稲作経営の分割及び稲作の効率性への影響

を行なっていると言う意識を持っていた。さらにそこへ融資をしているウェルス・ファースト銀行の担当者もその農業経営者を以前の大きな経営規模の農家として認識しており、7～8戸の小さな小作農は意識していなかった。第2に、アメリカ農務省が、経営分割に関する「重大な変化」の原則の遵守に関して問題を感じており、複合した経営体に対して直接払い補助金の上限受取額の規制を受ける経営者（パーソン）の数をどのように決定するかに関して、重大問題として慎重に検討していた。この点は、第3点、偽の分割ないしその他の方法により過大な直接払い補助金を受け取る経営者がかなりいることと関係している。アメリカのニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストなどの有力新聞がこの点を強く非難している。

しかし、直接払い補助金の1経営当り受取上限の制度によりアメリカの大規模稲作経営は実際ある程度分割されており、かつアメリカ農務省も「重大な変化」の原則をASCS郡委員会により経営者数（パーソン数）を認定するときに厳しく適用しようとしており、経営分割によるコメ生産の効率の低下は実際に発生してきたし、また多額の直接払い補助金とその上限の制度が続くかぎり発生し続けるであろう。さらに、この経営分割はコメ生産経営者が「農業政策を耕し」直接払い補助金の受取を最大化するために行なわれるのであり、アメリカの伝統にそぐわない後向きの行動である。開発途上国において農地改革が行なわれようとするとき、大規模農家はそれを逃れるため直前に親戚間に農地を分配することがよく行なわれるが、アメリカの経営分割もこれと似た退廃性がある。

（4） 不足払い補助金制度と経営分割の不正性と継続性

筆者が訪ねたアメリカの中小規模の家族稲作経営者は、現在のコメ政策を「腐りきった政策」と呼び、大規模農に利益する政策と位置付けて批判していた。上で説明したところから明らかのように、不足払い補助金の1経営当り受取上限額と経営分割を組み合わせると、特にこれらコメ政策が大規模稲作農に重点的に不足払い補助金を配分していることが分かる。これはアメリカのコメ政策の国内における重大な不正である。この政策を続けて行けば、中小規模の家族稲作経営の数は減少し、大規模会社ないし協業経営が増大する。しかし、アメリカの農業は家族経営が支えるのが伝統であり、また稲作では600エーカー程の中規模家族経営が最も効率的であると言われている。さらに、上述した、これらコメ政策がコメ生産費を引き上げかつ退廃性を持っていること、過大な直接払い補助金の少数の経営者による受け取りに対するジャーナリズムの批判などを考慮すると、これらコメ政策要素は大幅に修正されねばならないであろうし、あまり長続きしないであろう。

4) この金額は1985作物年のアメリカの稲作の平均現金支出額である。

5) 1987年のコメ政策では、マーケティング・ローン、ローン・ディフィシエンシー・ペイメントなどの補助金の1経営当り受取上限額は、不足払いとの合算で25万ドルとなっている。U.S. D. A., A. S. C. S., *Farm Program Fact Sheet, 1987 Rice Program*, December 1986を参照せ

よ。

- 6) これは図3のQ点で決まるアメリカの最適家族稲作経営規模に対応する最低稲作平均現金支出額とほぼ同じ金額であるが、実証的データに基づいた額ではない。故に実際にはこの額は表中のコメの世界価格より低いかも知れない。

主要参考文献

- [1] Holder, H. Shelby, Jr. and Warren R. Grant, *U. S. Rice Industry*, U. S. D. A., Economics, Statistics, and Cooperatives Service, Agricultural Economic Report No. 433, August 1979.
- [2] Tsujii, Hiroshi, "Comparison of Rice Policies between Thailand, Taiwan, and Japan—An Evolutional Model and Current Policies," Hiroshi Tsujii ed., *A Comparative Study of Rice Policy in Rice Countries—Taiwan, Thailand, and Japan*, Kyoto: Kyoto University, 1982.
- [3] Tsujii, Hiroshi, "A Quantitative Model of the International Rice Market and Analysis of the National Rice Policies, with Special Reference to Thailand, Indonesia, Japan, and the United States," Chapter 10 in Langham and Retzlaff eds., *Agricultural Sector Analysis in Asia*, Bangkok, Thailand: Singapore University Press, 1982.
- [4] Just, R., and et. al., *Food Policy Analysis*, Johns Hopkins University Press, 1983.
- [5] U. S. D. A., Economic Research Service, *Rice, Background for 1985 Farm Legislation*, Agricultural Information Bulletin 470, Washington D. C., U. S. D. A., September 1984.
- [6] Glaser, Lewrene K., *Provisions of the Food Security Act of 1985*, U. S. D. A., Economic Research Service, Agricultural Information Bulletin No. 498, April 1986.
- [7] U. S. D. A., Economic Research Service, *Rice—Situation and Outlook Report*, RS-47, May 1986, RS-48, September 1986, RS-49, April 1987.
- [8] U. S. D. A., *An Assessment of Marketing Loan Program Options*, Washington, D. C., July 1987.
- [9] 辻井 博, 「アジア諸国の食料戦略の国際食料市場への影響—タイのコメ戦略と、その米国のコメ戦略との摩擦を中心に—」, 『農業と経済』, 1987年3月。
- [10] 辻井 博, 「世界コメ戦争の主役—タイ, 国際市場で優位に立つ条件は」, 『エコノミスト』, 38-44頁, 1987年4月14日号。
- [11] 服部信司, 『アメリカのコメと牛肉』, 全国農業協同組合中央会, 1987年9月。
- [12] 辻井 博 「発展途上国における農業政策の展開と現状」, 『農業政策の展開と現状』, 現代農業政策論, 第2巻, 第5章, 東京, 家の光協会, 1987年。
- [13] 辻井 博 『世界コメ戦争』, 東京, 家の光協会, 1988年3月。

*この論文は、多くの部分が文部省科学研究費海外学術研究費補助金を受けて行なったアメリカのコメに関する政策・生産・経営・金融・流通・資源利用に関する、1986年と1987年の現地調査研究の結果に寄っている。